

海外職員給与等に関する規程

平成21年 4月 1日
独立行政法人日本貿易振興機構規程第63号
最新改正 令和 8年 4月14日

(目的)

第1条 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）の職員のうち、日本国外で勤務する者（以下「海外職員」という。）の給与等については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 この規程は、契約に別の定めのある職員については適用しない。

(支給の種類)

第2条 海外職員に支給するのは、海外給与及び在勤手当とする。

(海外給与の種類)

第3条 海外給与は、海外本俸、扶養手当及び賞与とする。

(支給の方法)

第4条 海外給与（賞与を除く。）及び在勤手当は、毎月1回その月額を支給する。

2 海外給与（賞与を除く。）及び在勤手当の計算期間は、月の1日から末日までとする。

3 海外給与及び在勤手当の日割計算については別に定める。

(海外本俸)

第5条 海外本俸は、[職員給与規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第4号）第3条](#)に定める本俸の80/100に相当する額とし、昇給は[職員給与規程第5条](#)の規定を準用する。

2 外国政府等との交渉経験その他高度な知見を有する者として理事長が定める海外事務所長の海外本俸は、前項の規定にかかわらず、次の本俸月額表に定める本俸の80/100に相当する額とする。

号俸	本俸月額
1	671,000円
2	724,000円
3	748,000円

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、[職員給与規程第13条](#)の規定を準用する。

(賞与)

第7条 賞与は6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する海外職員に対して理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した海外職員（機構を退職し、引き続き国家公務員又は行政執行法人以外の独立行政法人の職員となった者を除く。）についても同様とする。

2 賞与は、賞与の固定部分と業績給とする。

3 支給係数は、機構の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮して理事長が定めるものとする。

4 賞与の固定部分の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した海外職員にあっては退職し、又は死亡した日現在）における海外本俸及び扶養手当の月額合計額（表1に定める海外職員にあっては、その額に、海外本俸の月額にそれぞれ同表に定める加算率を乗じて得た額を加算した額及び表2に定める地位にある海外職員にあっては、その額に、海外本俸の月額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額）を基礎額として、支給係数のうち海外職員の等級と職務を勘案して別に定める賞与の固定部分の割合を乗じた額に、基準日以前6ヵ月間におけるその者の在職期間（国家公務員又は行政執行法人以外の独立行政法人の職員の身分を離れ機構に採用されたものについては、その職員であった期間を通算することができる。）の区分に応じて、別に定める割合を乗じて得た額とする。

5 業績給の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した海外職員にあっては退職し、又は死亡した日現在）における海外本俸の月額（表1に定める海外職員にあっては、その額に、海外本俸の月額にそれぞれ同表に定める加算率を乗じて得た額を加算した額及び表2に定める地位にある海外職員にあっては、その額に、海外本俸の月額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額）を基礎額として、支給係数のうち海外職員の等級と職務を勘案して別に定める業績給

の割合を乗じた額に、基準日以前におけるその者の勤務期間（国家公務員又は行政執行法人以外の独立行政法人の職員の身分を離れ機構に採用されたものについては、その職員であった期間を通算することができる。）の区分に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、海外職員各人の業績評価に応じて0.8から1.2の間の評価係数を乗じた額に、法人の業績評価に応じて0.9から1.1の間の評価係数を乗じた額とする。

表1 海外職員の海外本俸に対する加算率

等級	加算率
1 等級	20/100
2 等級	15/100
3 等級	10/100
4 等級	5/100

表2 管理監督の地位にある海外職員の海外本俸に対する割増率

職務の区分	割増率
理事長が定める海外事務所長	23/100
その他海外事務所長	14/100

※基準日に1等級である者に適用する。

（在勤手当）

第8条 在勤手当は、海外職員が在勤地において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、海外職員が機構職員としての体面を維持し、かつその職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように在勤地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めるものとする。

（在勤手当の種類）

第9条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当とする。

2 在勤基本手当は、海外職員が在勤地において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

3 住居手当は、海外職員が在勤地において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

4 配偶者手当は、配偶者（海外職員を除く。海外職員と婚姻関係にあり、主として当該海外職員の収入によって生計を維持している者に限る）を伴う海外職員に支給する。

5 子女教育手当は、海外職員の子のうち次に掲げる者で主として当該海外職員の収入によって生計を維持している者（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 3歳以上18歳未満の子

二 18歳に達した子であって、就学する学校（別に定める学校を除く。）において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にある者

（在勤基本手当の支給額）

第10条 在勤基本手当の月額額は、在勤地及び号の別によって別表第1の在勤基本手当月額表に定める額を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要があると認める海外職員については、当該規程で定める額）とする。

2 在勤基本手当の号の適用その他在勤基本手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（在勤基本手当の支給期間）

第11条 在勤基本手当は、海外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）、支給する。

2 外国において新たに海外職員となった者には、その日から在勤基本手当を支給する。

3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた海外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。

4 海外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。

5 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された海外職員で、在勤

地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が60日を超える者には、第1項の規定にかかわらず、60日を超える期間についての在勤基本手当は、支給しない。

- 6 前項の場合において必要があるときは、当該職員の海外本俸を[職員給与規程第3条](#)に基づく本俸に読み替えて支給することができるものとする。

(住居手当の支給額)

第12条 住居手当の月額、海外職員が居住している家具付きでない住宅の1ヵ月に要する家賃の額(海外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)から同家賃の額に別表第2の控除率欄に定める率を乗じて得た額(以下「控除額」という。)を控除した額とする。ただし、別表第2の定めるところに従い、在勤地及び号の別によって定める額(次項において「限度額」という。)を限度とする。

- 2 前項ただし書(限度に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる者(次条において「配偶者等」という。)を伴う海外職員以外の者に支給する住居手当の月額の限度は、限度額の80/100に相当する額とする。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第6項において同じ。)

二 子(主として海外職員の収入によって生計を維持している者に限る。次条第6項において同じ。)

- 3 前各項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(住居手当の支給期間等)

第13条 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

- 2 外国において新たに海外職員となった者には、その日から住居手当を支給する。

- 3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた海外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。

- 4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、理事長の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる海外職員には、第1項の規定にかかわらず、180日以内においてその事故の存する間、従前のおり住居手当を支給することができる。

- 5 海外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該海外職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、当該海外職員が死亡当時伴っていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。

- 6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(配偶者手当の支給額)

第14条 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける海外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の20/100に相当する額とする。

(配偶者手当の支給期間)

第15条 配偶者手当は、海外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該海外職員の配偶者が当該海外職員の在勤地に到着した日の翌日(海外職員の配偶者が当該海外職員の在勤地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日)から、当該海外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その配偶者がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日)まで、支給する。

- 2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、理事長の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる海外職員には、前項の規定にかかわらず、180日以内の期間においてその事故の存する間、従前のおり配偶者手当を支給することができる。

- 3 配偶者手当を受ける海外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。ただし、当該海外職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、引き続き当該海外職員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。

(配偶者手当を受ける海外職員の扶養手当)

第16条 配偶者手当を受ける海外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。

(子女教育手当の支給額)

第17条 子女教育手当の月額、年少子女1人につき8,000円を、別に定める換算率により外国通貨

に換算した額（理事長が特に必要があると認める海外職員については、年少子女1人につき8,000円）とする。

- 2 海外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として理事長が指定する地（以下この項及び第5項において「指定地」という。）に勤務する海外職員の年少子女（5歳以上の年少子女であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきもの（5歳の年少子女にあつては、当該教育施設において教育を受けることについて合理的な理由がある場合として理事長が定める場合に該当するもの）に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）が当該指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該海外職員に支給する子女教育手当の月額、前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、8,000円に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額（我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し海外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として別に定める額をいう。以下この条において同じ。）を控除した額を加算した額を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要があると認める海外職員については、当該年少子女1人につき、当該加算した額）とする。

- 一 海外職員の年少子女が当該海外職員の勤務する指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうちいずれか少ない額

- イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（別途定める費目に係るものに限る。以下この条において「必要経費」という。）として理事長が当該海外職員の勤務する指定地において標準的であると認定する額

- ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額

- 二 海外職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうち最も少ない額

- イ 前号イに規定する額

- ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として理事長が標準的であると認定する額

- ハ 前号ロに規定する額

- 3 海外職員の勤務する地であつて、当該海外職員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として理事長が定める地に勤務する海外職員の年少子女が当該海外職員の勤務する地以外の地（本邦を除く。）において学校教育を受けるときにおける当該海外職員に支給する子女教育手当の月額、第1項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき同項の額に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。

- 一 海外職員の勤務する地以外の地における学校教育に係る必要経費として理事長が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定する額

- 二 前項第一号ロに規定する額

- 4 前二項の場合において、海外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（理事長が指定する施設に限る。）が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として理事長が定める場合に該当しないときは、加算される額は、150,000円を限度とする。

- 5 指定地に勤務する海外職員の年少子女（6歳未満の年少子女、又は6歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該海外職員に支給する子女教育手当の月額、第1項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、51,000円を限度とする。

（子女教育手当の支給期間）

- 第18条 子女教育手当は、海外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該海外職員の年少子女（次項の規定に該当する場合を除く。以下この項において同じ。）が当該海外職員の在勤地に到着した日の翌日（海外職員の年少子女が当該海外職員の在勤地において年少子女に該当することとなった者である場合にあつては年少子女に該当することとなった日）から当該海外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。）にあつては、その年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととな

った場合又は死亡した場合にあっては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日)まで支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。

- 2 海外職員の年少子女が当該海外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると理事長が認める場合に限り、前項の規定に準じて別に定めるところにより、当該海外職員に子女教育手当を支給する。
- 3 子女教育手当を受ける海外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。
- 4 前各項に定めるもののほか、第1項ただし書の期間がやむを得ない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(租税公課)

第19条 海外職員が在勤地において勤務することにより租税公課を課せられるときは、その租税公課の額に相当する額を機構が負担することができるものとする。

(給与の端数計算)

第20条 外国通貨をもつて定められた海外職員の給与の支給額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

- 2 外国通貨をもつて定められた海外職員の給与を当該外国通貨とは異なる通貨で支給する必要がある場合において、当該外国通貨から当該異なる通貨に換算する際に当該異なる通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

(準用)

第21条 この規程並びに別に定めるもののほか、海外職員の給与について必要な事項は、[職員給与規程](#)及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成21年4月1日(以下「基準日」という。)以前に日本国外で勤務する者(以下「海外職員」という。)に支給されていた給与等においては、この規程のうちの「海外本俸」は基準日以前の職員給与規程(独立行政法人日本貿易振興機構規程第4号。以下「職員給与規程」という。)の「在勤加俸」に、「在勤基本手当」は基準日以前の職員給与規程の「在勤本俸」にそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 基準日以前から引き続き適用される規程及び契約等であって職員給与規程の規定を準用すること等としているもののうち、海外職員に係る規定については基準日以降この規程に準拠することとする。この場合、基準日以前の職員給与規程の「在勤加俸」はこの規程のうちの「海外本俸」に、「在勤本俸」はこの規程のうちの「在勤基本手当」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成21年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成21年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成22年1月1日から適

用する。

- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度額表のうち、ニューヨーク、サンチャゴ、ブエノスアイレス、ホンコン、シンガポール、バンコック、マニラ、ソウル、ペキン、シャンハイ、ダイレン、コウシュウ、ハノイ、ヤンゴン、プノンペン、オークランド、パリ、ロンドン、デュッセルドルフ、ジュネーブ、ウィーン、マドリード、ワルシャワ、ブダペスト、モスクワ、ベルリン、ヘルシンキ、第二住居手当月額限度額表のうち、ベトナム、カンボジア、シンガポール、タイ、大韓民国、中華人民共和国 a、中華人民共和国 b、中華人民共和国 c、中華人民共和国 d、中華人民共和国 f、フィリピン、ミャンマー、アメリカ合衆国 i、アメリカ合衆国 1、アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、チリ、オーストリア、スイス、スロバキア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ポーランド、セルビア、英国、ロシア a、ニュージーランド、クウェート、サウジアラビアb、トルコ a、レバノン、アルジェリア、チュニジアの各在勤地に勤務する職員であって平成22年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成22年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成22年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成22年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成23年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成23年3月4日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成23年4月1日から適

用する。

- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成23年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成23年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成24年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 次に掲げる職員であって、平成24年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 一 別表第2：第一住居手当月額限度額表のうち、ジャカルタ、シヤンハイ、ウィーン、ベルリン、第二住居手当月額限度額表のうち、インドネシア、中華人民共和国 c、キューバ、オーストラリア、ドイツ、ブルガリアの各在勤地に勤務する職員
 - 二 別表第2：第一住居手当月額限度額表のうち、サンパウロ、チェンナイ、第二住居手当月額限度額表のうち、インド d、ブラジル a、ブラジル b以外の各在勤地に勤務する職員であって、住居手当の支給に関して別表第2の1号の号の適用を受けるもの（前号に掲げる職員を除く。）

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成24年8月1日から適用する。

- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成24年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成25年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度額表のうち、カラチ、ムンバイ、第二住居手当月額限度額表のうち、ムンバイ、パキスタンb、マラウイの各在勤地に勤務する職員であって平成25年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成25年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成25年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成26年4月1日から適用する。

- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成26年4月22日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成26年8月15日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成26年9月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成26年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度額表のうち、サンパウロ、チンタオ、ホーチミン、第二住居手当月額限度額表のうち、インドb、ベトナムb、中華人民共和国f、ブラジルa、カザフスタン、ロシアbの各在勤地に勤務する職員であって平成27年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成27年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成27年4月1日から適

用する。

- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成27年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成27年12月17日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成27年8月1日から適用する。ただし、第一在勤基本手当月額表のサンパウロ、メキシコ、ボゴタ、モスクワ、サンクトペテルブルク、クアラルンプール、シドニー、オークランド、トロント、バンクーバー、サンチャゴ、ヨハネスブルク、第二在勤基本手当月額表のブラジルA、ブラジルB、ザンビア、マレーシア、コロンビア、メキシコ、ロシアA、ロシアB、オーストラリアA、オーストラリアB、オーストラリアC、ニュージーランド、ウガンダ、タンザニア、カナダ、チリ、カザフスタン、シリア、アルジェリア、南アフリカ共和国に係る部分については、平成28年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度表のうち、ホーチミン、サンクトペテルブルク、第二住居手当月額限度表のうち、インドb、ベトナムb、ロシアbの各在勤地に勤務する職員であって平成28年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成28年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成28年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成29年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度表のうち、サンパウロ、サンクトペテルブルク、第二住居手当月額限度表のうち、インドb、ブラジルa、ブラジルb、ロシアb、ガボン、タンザニアの各在勤地に勤務する職員であって平成29年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成29年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成29年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成30年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度表のうち、ボゴタ、ダイレン、チンタオ、セイト、ベンガルール、第二住居手当月額限度表のうち、中華人民共和国d、中華人民共和国e、中華人民共和国f、コロンビア、スイス、チュニジアの各在勤地に勤務する職員であって平成30年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成30年5月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成30年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成30年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成31年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和元年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和元年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和2年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和2年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和2年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年2月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この附則は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年1月1日から適用する。
- 2 別表第1第一在勤基本手当月額表のうち中東の項中イスタンブール、別表第1第二在勤基本手当月額表のうち、中東の項中トルコBを次のとおりとする。

(令和3年1月)

(単位：円)

地域	在勤地	1号				2号		3号		4号		5号		6号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
中東	イスタンブール	371,000	365,000	360,900	350,800	340,700	330,500	310,300	293,400	268,100	234,400	207,400	193,900	180,400	167,000

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号
中東	トルコB	355,800	335,600	301,800	268,100	234,400

(令和3年2月～)

(単位：円)

地域	在勤地	1号				2号		3号		4号		5号		6号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
中東	イスタンブール	417,400	410,600	406,000	394,600	383,200	371,900	349,100	330,100	301,600	263,700	233,300	218,200	203,000	187,800

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号
中東	トルコB	400,300	377,600	339,600	301,600	263,700

- 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- この附則第2項の規定は、次の別表第1第一在勤基本手当月額表又は第二在勤基本手当月額表が改正され適用される日の前日限り、その効力を失う。

附 則

- この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年4月1日から適用する。
- 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 別表第2(1)第一住居手当月額限度額表のうち、サンパウロ、(2)第二住居手当月額限度額表のうち、ブラジルa、ブラジルb、ブラジルcの各在勤地に勤務する職員であって令和3年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年8月1日から適用する。
- 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年11月1日から適用する。
- 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年8月1日から適用する。ただし、第一在勤基本手当月額表のヤンゴン、ビエンチャン、第二在勤基本手当月額表のミャンマー、ラオスに係る部分については、令和4年1月1日から適用する。
- 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和4年4月1日から適用する。
- 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 別表第2(1)第一住居手当月額限度額表のうち、ベンガルールに勤務する職員であって、令和4年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額について

ては、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和4年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和4年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和4年8月1日から適用する。ただし、第一在勤基本手当月額表のビエンチャン、モスクワ、サンクトペテルブルク、第二在勤基本手当月額表のラオス、コスタリカ、ブルガリア、ロシアA、ロシアB、ザンビア、ジンバブエに係る部分については、令和4年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年1月1日から適用する。ただし、附則別表の規程は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 附則別表に定める在勤地に係る海外職員給与等に関する規程第10条で定める額は、令和4年4月から7月までの月分については、当該在勤地につきそれぞれ同表に定める額とする。
- 3 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払とみなす。

附則に次の附則別表を加える。

- (1) [附則別表 第一在勤基本手当月額表](#)
- (2) [附則別表 第二在勤基本手当月額表](#)

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払とみなす。
- 3 別表第2(1)第一住居手当月額限度額表のうち、プノンペン、マニラ、ハノイ、ヤンゴン、ポゴタ、コウシュウ、セイト、ダイレン、サンパウロ、ドバイ、(2)第二住居手当月額限度額表のうち、カンボジア、フィリピン、ベトナムa、ミャンマー、パプアニューギニア、コロンビア、ベネズエラ、クウェート、アルジェリア、タンザニア、中華人民共和国b、中華人民共和国d、中華人民共和国e、ブラジルaに勤務する職員であって、令和5年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和6年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2(1)第一住居手当月額限度額表のうち、ペキン、ブカン、ナイロビ、シャンハイ、(2)第二住居手当月額限度額表のうち、中華人民共和国a、ケニア、マラウイ、中華人民共和国c、ロシアbに勤務する職員であって、令和6年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和6年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和6年4月1日から適用する。

用する。

- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第14条の規定にかかわらず、職員給与規程別表第1の適用を受ける海外職員でその等級が1等級に格付けられているものに支給する配偶者手当の月額、第10条に規定する在勤基本手当の月額の20/100に相当する額から3,000円を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要があると認める海外職員については、3,000円）を減じた額とする。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2(1)第一住居手当月額限度額表のうち、ヤンゴン、コウシュウ、セイト、ダイレン、ホーチミン、(2)第二住居手当月額限度額表のうち、ミャンマー、エリトリア、中国b、中国d、中国e、ベトナムbに勤務する職員であって、令和7年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2(1)第一住居手当月額限度額表のうち、シャンハイ、ダイレン、コウシュウ、チンタオ、プノンペン、モスクワ、(2)第二住居手当月額限度額表のうち、カンボジア、中華人民共和国b、中華人民共和国c、中華人民共和国d、中華人民共和国f、ロシアa、エリトリアに勤務する職員であって、令和8年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

- (1) [第一在勤基本手当月額表](#)
- (2) [第二在勤基本手当月額表](#)

別表第2

- (1) [第一住居手当月額限度額表](#)
- (2) [第二住居手当月額限度額表](#)

在 勤 基 本 手 当 月 額 表

附則別表

(1) 第一在勤基本手当月額表

(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1 号				2 号		3 号		4 号		5 号		6 号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
北米	ワシントン	643,900	631,100	621,500	602,300	583,200	564,100	525,900	494,000	446,200	382,500	331,500	306,000	280,400	255,000
	ニューヨーク	781,900	730,100	662,600	642,200	621,800	601,400	560,700	526,700	475,700	407,800	353,400	326,300	299,100	271,900
	サンフランシスコ	677,300	654,700	630,600	611,200	591,800	572,400	533,600	501,200	452,700	388,100	336,300	310,400	284,600	258,800
	ロサンゼルス	695,500	672,500	648,200	628,200	608,300	588,400	548,400	515,200	465,300	398,900	345,700	319,100	292,500	266,000
	シカゴ	669,400	644,600	617,100	598,100	579,100	560,100	522,200	490,500	443,100	379,800	329,100	303,800	278,500	253,200
	ヒューストン	632,600	609,400	583,400	565,500	547,500	529,600	493,700	463,700	418,900	359,000	311,100	287,200	263,300	239,400
	アトランタ	631,000	611,000	590,200	572,100	553,900	535,800	499,400	469,100	423,700	363,200	314,800	290,600	266,400	242,200
	トロント	567,400	548,600	528,500	512,200	495,900	479,700	447,200	420,100	379,400	325,300	281,900	260,200	238,500	216,800
バンクーバー	587,000	565,000	540,100	523,500	506,900	490,300	457,000	429,300	387,800	332,400	288,100	265,900	243,700	221,600	
中南米	カラカス	1,017,800	1,000,600	987,600	961,800	935,900	910,000	858,300	815,200	750,500	664,300	595,400	560,800	526,300	491,900
	サンチャゴ	542,500	531,700	523,700	507,600	491,400	475,300	443,100	416,200	375,900	322,300	279,300	257,800	236,300	214,800
	ブエノスアイレス	477,700	468,200	461,100	447,000	432,800	418,600	390,200	366,500	331,100	283,800	246,000	227,000	208,100	189,200
	サンパウロ	548,800	531,200	512,500	497,300	482,100	466,900	436,400	411,000	373,100	322,300	281,700	261,500	241,100	220,900
	メキシコ	559,300	548,600	540,600	524,500	508,400	492,400	460,200	433,400	393,200	339,600	296,700	275,200	253,800	232,400
	ボゴタ	562,800	553,200	546,100	531,800	517,500	503,100	474,500	450,700	414,900	367,200	329,000	310,000	290,900	271,800
リマ	557,800	547,600	540,100	524,800	509,600	494,300	463,900	438,500	400,400	349,700	309,000	288,700	268,400	248,100	
アジア	ホンコン	778,000	752,000	724,300	702,000	679,700	657,400	612,800	575,700	520,000	445,700	386,300	356,600	326,900	297,200
	シンガポール	612,900	600,800	591,700	573,500	555,200	537,000	500,600	470,300	424,800	364,100	315,500	291,200	267,000	242,700
	ニューデリー	570,200	560,800	553,700	539,800	525,800	511,800	483,800	460,500	425,500	378,900	341,600	322,900	304,200	285,600
	バンコック	511,900	501,700	494,100	478,900	463,700	448,500	418,100	392,800	354,800	304,100	263,500	243,300	223,000	202,800
	マニラ	473,800	464,700	457,900	444,400	430,900	417,300	390,300	367,700	333,900	288,700	252,600	234,600	216,500	198,500
	ソウル	559,100	548,100	539,800	523,100	506,500	489,900	456,700	429,100	387,500	332,200	287,900	265,800	243,600	221,500
	クアラルンプール	469,500	460,200	453,200	439,300	425,400	411,500	383,500	360,200	325,400	278,900	241,700	223,100	204,600	185,900
	コロンボ	462,900	454,800	448,700	436,600	424,500	412,400	388,200	368,000	337,800	297,400	265,100	248,900	232,800	216,700
	ジャカルタ	472,500	463,500	456,800	443,300	429,800	416,300	389,300	366,800	333,000	288,000	252,000	234,000	216,000	198,000
	カラチ	609,000	597,000	584,800	573,000	561,300	549,500	526,000	506,500	477,100	437,900	406,600	391,000	375,300	359,700
	ダッカ	654,400	644,500	637,100	622,200	607,300	592,400	562,600	537,800	500,500	450,900	411,100	391,300	371,400	351,600
	ペキン	677,900	664,900	655,100	635,500	615,900	596,300	557,100	524,400	475,400	410,000	357,800	331,700	305,500	279,400
	シャanghai	724,400	697,600	667,500	647,000	626,500	606,000	564,900	530,600	479,300	410,900	356,000	328,700	301,200	273,900
	ダレイン	603,500	584,500	564,400	547,600	530,800	514,100	480,400	452,400	410,300	354,300	309,400	287,000	264,600	242,200
	コウジュウ	659,500	636,500	611,400	592,600	573,800	555,000	517,300	486,000	438,900	376,300	326,100	301,000	275,900	250,800
	チンタオ	570,500	563,500	561,500	544,200	527,000	509,700	475,100	446,300	403,100	345,500	299,400	276,400	253,400	230,400
	ブカン	677,900	664,900	655,100	635,500	615,900	596,300	557,100	524,400	475,400	410,000	357,800	331,700	305,500	279,400
	セイト	605,000	583,000	558,200	541,600	525,000	508,400	475,100	447,400	405,800	350,500	306,100	284,000	261,800	239,700
	ハノイ	455,800	447,100	440,600	427,700	414,700	401,800	375,800	354,200	321,800	278,600	244,100	226,800	209,500	192,200
	ムンバイ	619,800	604,200	588,300	573,300	558,200	543,200	513,000	487,900	450,300	400,100	360,000	339,900	319,900	299,800
チェンナイ	607,200	598,800	593,800	578,600	563,400	548,100	517,700	492,300	454,200	403,500	362,900	342,600	322,300	302,000	
バンカールール	579,000	573,000	571,300	556,800	542,200	527,700	498,600	474,400	438,100	389,700	350,900	331,600	312,100	292,800	
アムステルダム	619,800	604,200	588,300	573,300	558,200	543,200	513,000	487,900	450,300	400,100	360,000	339,900	319,900	299,800	
ヤンゴン	542,200	533,100	526,300	512,500	498,800	485,100	457,700	434,900	400,700	355,000	318,400	300,200	281,900	263,700	
ホーチミン	503,700	486,300	467,000	453,200	439,400	425,500	397,900	374,900	340,300	294,300	257,400	239,000	220,600	202,200	
フロンペン	555,000	545,000	537,400	522,200	507,100	491,900	461,600	436,400	398,500	348,000	307,600	287,400	267,200	247,100	
ビエンチャン	571,700	561,400	553,700	538,400	523,000	507,700	476,900	451,200	412,800	361,500	320,500	300,100	279,500	259,000	
タイハイ	778,000	752,000	724,300	702,000	679,700	657,400	612,800	575,700	520,000	445,700	386,300	356,600	326,900	297,200	

(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1号				2号		3号		4号		5号		6号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
大洋州	シドニー	531,000	513,000	493,500	478,300	463,100	447,900	417,600	392,300	354,300	303,700	263,200	242,900	222,700	202,500
	オークランド	534,400	527,600	525,400	509,200	493,100	476,900	444,600	417,600	377,200	323,400	280,300	258,700	237,200	215,600
欧州	パリ	520,400	510,100	502,400	486,900	471,500	456,100	425,100	399,300	360,700	309,200	267,900	247,300	226,700	206,100
	ロンドン	613,900	601,800	592,700	574,400	556,200	537,900	501,500	471,100	425,500	364,700	316,100	291,800	267,500	243,200
	デュッセルドルフ	530,800	513,200	494,500	479,300	464,100	448,900	418,400	393,000	355,100	304,300	263,700	243,500	223,100	202,900
	ジュネーブ	780,300	764,800	753,200	730,000	706,800	683,700	637,300	598,700	540,800	463,500	401,800	370,800	339,900	309,100
	ミラノ	548,800	531,200	512,800	497,000	481,200	465,400	433,900	407,600	368,200	315,500	273,500	252,500	231,400	210,400
	ウィーン	564,600	553,400	545,100	528,300	511,500	494,700	461,200	433,200	391,300	335,400	290,700	268,300	246,000	223,700
	ブッセル	521,300	511,000	503,300	487,800	472,300	456,800	425,800	400,000	361,400	309,700	268,400	247,800	227,100	206,500
	アムステルダム	519,300	509,000	501,300	485,800	470,400	455,000	424,100	398,500	359,900	308,500	267,400	246,800	226,300	205,700
	マトリート	486,400	476,800	469,600	455,100	440,700	426,200	397,300	373,300	337,100	289,000	250,500	231,200	212,000	192,700
	ブカレスト	462,800	453,600	446,800	433,000	419,300	405,500	378,000	355,100	320,800	275,000	238,200	220,000	201,600	183,300
	ワルシャワ	423,700	415,300	409,100	396,500	383,900	371,300	346,100	325,100	293,700	251,700	218,200	201,300	184,600	167,900
	ミュンヘン	497,800	492,200	491,300	476,200	461,100	446,000	415,700	390,500	352,700	302,300	262,000	241,800	221,700	201,600
	ブダペスト	438,700	430,000	423,500	410,500	397,500	384,500	358,400	336,600	304,000	260,600	225,900	208,500	191,200	173,800
	モスクワ	537,000	526,700	518,900	503,500	488,100	472,700	441,900	416,200	377,600	326,300	285,200	264,600	244,100	223,600
	サンクトペテルブルク	499,000	491,000	486,400	472,000	457,600	443,200	414,300	390,300	354,200	306,300	267,800	248,600	229,400	210,200
	ベルリン	515,300	505,100	497,400	482,100	466,800	451,500	420,900	395,400	357,100	306,100	265,300	244,900	224,500	204,100
	プラハ	546,700	535,800	527,700	511,400	495,200	479,000	446,500	419,500	378,900	324,700	281,400	259,800	238,100	216,500
タシケント	466,200	458,100	452,000	439,800	427,600	415,400	391,000	370,600	340,100	299,400	266,900	250,700	234,400	218,200	
中東	テヘラン	574,400	566,300	560,200	548,100	536,000	523,900	499,600	479,400	449,100	408,700	376,400	360,300	344,100	328,000
	イスタンブール	426,200	395,100	394,400	404,500	392,700	380,900	357,300	337,500	308,100	268,700	237,200	221,400	205,700	189,900
	カイロ	506,800	497,900	491,200	477,900	464,500	451,100	424,500	402,300	368,900	324,500	288,800	271,000	253,300	235,400
	ラバト	491,000	481,600	474,500	460,400	446,400	432,400	404,300	380,900	345,800	299,000	261,500	242,700	224,000	205,300
	アディスアベバ	642,700	633,300	626,300	612,300	598,300	584,300	556,300	532,900	497,900	451,200	413,800	395,200	376,500	357,800
	アクラ	625,500	616,100	609,100	595,100	581,000	567,000	538,900	515,500	480,400	433,700	396,300	377,600	358,800	340,100
	ナイロビ	594,400	584,600	577,200	562,500	547,800	533,100	503,700	479,100	442,400	393,300	354,100	334,400	314,800	295,200
	ヨハネスブルグ	514,300	505,000	498,000	484,100	470,100	456,200	428,300	405,100	370,300	323,800	286,700	268,000	249,500	230,900
	ラゴス	760,000	749,000	740,700	724,300	707,900	691,400	658,600	631,300	590,200	535,500	491,700	469,800	447,800	426,000
	アビジヤン	733,600	722,400	714,000	697,300	680,600	664,000	630,500	602,700	560,900	505,200	460,600	438,400	416,100	393,800
	トバイ	625,400	616,600	612,700	593,800	575,000	556,100	518,400	487,000	439,900	377,100	326,800	301,700	276,500	251,400
リヤト	725,900	714,200	705,500	687,900	670,400	652,800	617,700	588,500	544,600	486,100	439,300	415,900	392,500	369,100	
テルアビブ	713,900	700,200	689,800	669,200	648,500	627,900	586,500	552,000	500,300	431,500	376,300	348,800	321,200	293,700	
マプト	618,900	610,100	603,500	590,300	577,100	563,900	537,400	515,400	482,400	438,300	403,000	385,500	367,800	350,200	

備考

- この表は、事務に従事する職員に適用する。
- 1号の4以上の在勤基本手当の適用を受ける所長であって理事長が定めた者の在勤基本手当は、その者の在勤地の1号の3に1号の4を加算した額を2で除し、115/100を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
ただし、外務公務員の在勤基本手当月額表の「特号」または「総領事」を超えないこととする。

附則別表

(2) 第二在勤基本手当月額表
(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在 勤 地	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	
ア	インドA	546,800	518,800	472,100	425,500	378,900	
	インドB	554,300	525,900	478,400	431,000	383,600	
	インドC	580,800	550,700	500,500	450,300	400,100	
	インドD	586,200	555,800	505,000	454,200	403,500	
	インドネシア	450,000	423,000	378,000	333,000	288,000	
	ベトナムA	434,200	408,200	365,000	321,800	278,600	
	ベトナムB	460,100	432,500	386,400	340,300	294,300	
	カンボジア	529,800	499,500	449,000	398,500	348,000	
	シンガポール	582,600	546,100	485,500	424,800	364,100	
	スリランカ	442,600	418,400	378,100	337,800	297,400	
	タイ	486,500	456,100	405,500	354,800	304,100	
	大韓民国	531,500	498,200	442,900	387,500	332,200	
	ジ	中華人民共和国A	645,300	606,100	540,700	475,400	410,000
		中華人民共和国B	602,000	564,400	501,700	438,900	376,300
		中華人民共和国C	657,300	616,200	547,700	479,300	410,900
		中華人民共和国D	556,000	522,500	466,400	410,300	354,300
		中華人民共和国E	549,900	516,700	461,300	405,800	350,500
		中華人民共和国F	552,900	518,300	460,700	403,100	345,500
		中華人民共和国G	713,200	668,500	594,300	520,000	445,700
	ア	パキスタンA	568,400	544,200	504,000	463,800	423,500
		パキスタンB	578,900	555,400	516,200	477,100	437,900
		バングラデシュ	629,600	599,900	550,200	500,500	450,900
		フィリピン	451,200	424,100	379,000	333,900	288,700
		マレーシア	446,200	418,400	371,900	325,400	278,900
		ミャンマー	519,400	491,900	446,300	400,700	355,000
		ラオス	546,000	515,300	464,000	412,800	361,500
		台湾	713,200	668,500	594,300	520,000	445,700
北 米		アメリカ合衆国A	611,900	573,700	509,900	446,200	382,500
		アメリカ合衆国B	581,100	544,900	484,300	423,700	363,200
	アメリカ合衆国C	620,900	582,100	517,400	452,700	388,100	
	アメリカ合衆国D	574,500	538,600	478,700	418,900	359,000	
	アメリカ合衆国E	607,600	569,600	506,300	443,100	379,800	
	アメリカ合衆国F	550,100	515,700	458,400	401,000	343,800	
	アメリカ合衆国G	560,100	525,100	466,700	408,400	350,100	
	アメリカ合衆国H	576,800	540,800	480,700	420,600	360,500	
	アメリカ合衆国I	652,400	611,600	543,700	475,700	407,800	
	アメリカ合衆国J	574,500	538,600	478,700	418,900	359,000	
	アメリカ合衆国K	574,500	538,600	478,700	418,900	359,000	
	アメリカ合衆国L	609,500	571,300	507,900	444,400	380,900	
	アメリカ合衆国M	575,000	539,100	479,200	419,300	359,400	
	アメリカ合衆国N	557,200	522,400	464,300	406,300	348,200	
	アメリカ合衆国O	638,200	598,300	531,800	465,300	398,900	
	カナダ	520,400	487,800	433,600	379,400	325,300	

(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号
中南米	アルゼンチン	454,100	425,700	378,400	331,100	283,800
	ベネズエラ	974,700	923,000	836,700	750,500	664,300
	ウルグアイ	551,800	517,300	459,800	402,300	344,900
	キューバ	536,600	512,600	472,700	432,700	392,800
	コスタリカ	483,000	454,000	405,500	357,100	308,700
	コロンビア	538,900	510,300	462,600	414,900	367,200
	チリ	515,600	483,400	429,700	375,900	322,300
	ブラジルA	504,900	474,500	423,700	373,100	322,300
	ブラジルB	535,800	505,100	454,000	402,800	351,700
	ブラジルC	489,000	459,500	410,500	361,400	312,400
	ペルー	532,400	501,900	451,200	400,400	349,700
	メキシコ	532,500	500,400	446,800	393,200	339,600
	エクアドル	572,400	539,400	484,500	429,600	374,600
	欧州	イタリア	482,800	452,600	402,300	352,000
オーストリア		536,700	503,100	447,200	391,300	335,400
オランダ		493,600	462,700	411,300	359,900	308,500
カザフスタン		491,500	466,300	424,200	382,100	340,000
スイス (ジュネーブ)		741,600	695,300	618,000	540,800	463,500
スウェーデン		520,600	488,100	433,800	379,600	325,400
スペインA		462,300	433,400	385,300	337,100	289,000
スペインB		473,100	443,600	394,300	345,000	295,700
スロバキア		451,600	423,500	376,400	329,300	282,300
チェコ		519,600	487,100	433,000	378,900	324,700
ドイツ		489,800	459,200	408,200	357,100	306,100
ハンガリー		417,000	391,000	347,500	304,000	260,600
フランスA		494,600	463,800	412,200	360,700	309,200
フランスB		486,900	456,500	405,700	355,100	304,300
ブルガリア		430,700	403,800	358,900	314,100	269,200
ベルギー		495,500	464,600	412,900	361,400	309,700
ポーランド		402,800	377,600	335,600	293,700	251,700
セルビア		452,000	424,800	379,600	334,400	289,300
英国		583,600	547,000	486,300	425,500	364,700
ロシアA		511,200	480,400	429,000	377,600	326,300
ロシアB	459,500	434,300	392,100	350,000	307,900	
デンマーク	588,500	551,700	490,400	429,100	367,800	

(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号
大洋州	オーストラリアA	478,400	448,500	398,600	348,800	299,000
	オーストラリアB	485,900	455,500	404,900	354,300	303,700
	オーストラリアC	498,100	467,000	415,100	363,200	311,300
	ニュージーランド	513,100	481,100	427,600	374,100	320,700
	パプアニューギニア	674,100	642,600	590,200	537,800	485,500
	フィジー	484,500	455,300	406,700	358,100	309,500
中東	アラブ首長国連邦	573,000	537,200	477,500	417,900	358,200
	イエメン	855,100	814,600	747,100	679,600	612,100
	イスラエル	679,500	638,200	569,300	500,300	431,500
	イラク	642,500	617,000	574,600	532,100	489,600
	イラン	554,100	529,900	489,500	449,100	408,700
	クウェート	554,600	522,700	469,600	416,500	363,500
	カタール	549,300	516,100	460,700	405,400	350,000
	サウジアラビアA	696,700	661,600	603,100	544,600	486,100
	サウジアラビアB	639,400	604,400	546,300	488,200	430,000
	シリア	572,600	541,900	490,700	439,500	388,300
	トルコA	411,900	388,900	350,600	312,400	274,100
	トルコB	410,400	386,800	347,400	308,100	268,700
	レバノン	664,200	625,500	561,000	496,400	432,000
アフリカ	アルジェリア	539,300	510,600	462,900	415,200	367,400
	ウガンダ	591,500	563,000	515,400	467,900	420,300
	エジプト	484,600	457,800	413,400	368,900	324,500
	エチオピア	619,300	591,300	544,600	497,900	451,200
	エリトリア	666,700	635,800	584,100	532,400	480,900
	ガーナ	602,100	574,000	527,200	480,400	433,700
	ガボン	733,000	695,600	633,300	571,100	508,800
	ケニア	569,900	540,500	491,400	442,400	393,300
	コンゴ共和国	766,500	731,600	673,300	615,000	556,700
	ザンビア	494,100	470,400	430,800	391,200	351,700
	ジンバブエ	599,000	574,600	533,700	492,800	452,100
	コートジボワール	705,700	672,300	616,600	560,900	505,200
	タンザニア	571,300	544,100	498,900	453,600	408,300
	チュニジア	413,400	391,500	355,000	318,500	282,000
	ナイジェリア	732,500	699,700	644,900	590,200	535,500
	南アフリカ共和国	491,000	463,100	416,700	370,300	323,800
	モロッコ	467,500	439,400	392,600	345,800	299,000
	モザンビーク	596,900	570,500	526,400	482,400	438,300
	マラウイ	592,700	566,700	523,300	479,800	436,400

備考

- この表は、研究に従事する職員に適用する。
- 第二在勤基本手当月額表の在勤地中、国名に地名及び記号の付記があるものの地域区分は、「領事館の管轄区域を定める訓令」（昭和29年外務省訓令第25号）によるものとする。
- インドの地域区分は、次のとおりとする。
 - インド中、B、C、Dに属さない地域
 - コルカタ
 - ムンバイ
 - チェンナイ
- 中華人民共和国の地域区分は、次のとおりとする。
 - 中華人民共和国中、B、C、D、E、F、Gに属さない地域

- B 広州
 - C 上海
 - D 瀋陽
 - E 重慶
 - F 青島
 - G 香港
5. パキスタンの地域区分は、次のとおりとする。
- A パキスタン中、Bに属さない地域
 - B カラチ
6. アメリカ合衆国の地域区分は、次のとおりとする。
- A ジストリクトオブコロンビア
 - B アトランタ
 - C サンフランシスコ
 - D シアトル
 - E シカゴ
 - F デトロイト
 - G デンバー
 - H ナッシュビル
 - I ニューヨーク
 - J ヒューストン
 - K ポートランド
 - L ボストン
 - M ホノルル
 - N マイアミ
 - O ロサンゼルス
7. ブラジルの地域区分は、次のとおりとする。
- A サンパウロ
 - B リオデジャネイロ
 - C ブラジリア
8. ロシアの地域区分は、次のとおりとする。
- A ロシア中、B及びウラジオストク、サンクトペテルブルグに属さない地域
 - B ハバロフスク
9. オーストラリアの地域区分は、次のとおりとする。
- A キャンベラ
 - B シドニー
 - C メルボルン
10. サウジアラビアの地域区分は、次のとおりとする。
- A リヤド
 - B ジッダ
11. トルコの地域区分は、次のとおりとする。
- A トルコ中、Bに属さない地域
 - B イスタンブール
12. フランスの地域区分は、次のとおりとする。
- A パリ
 - B マルセイユ
13. ベトナムの地域区分は、次のとおりとする。
- A ハノイ
 - B ホーチミン
14. スペインの地域区分は、次のとおりとする。
- A マドリード
 - B バルセロナ

在 勤 基 本 手 当 月 額 表

別表第1

(1) 第一在勤基本手当月額表
(令和8年4月～)

(単位：円)

地域	1 号				2 号		3 号		4 号		5 号		6 号		
	在勤地	1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
北米	ワシントン	870,000	852,800	839,800	814,000	788,200	762,300	710,700	667,600	603,000	516,900	447,900	413,500	379,000	344,600
	ニューヨーク	1,118,200	1,041,800	941,700	912,700	883,700	854,700	796,800	748,500	676,100	579,500	502,200	463,600	425,000	386,400
	サンフランシスコ	962,900	927,100	887,200	859,900	832,600	805,300	750,700	705,200	636,900	545,900	473,100	436,800	400,300	364,000
	ロサンゼルス	963,000	927,000	886,800	859,500	832,300	805,000	750,400	704,900	636,700	545,800	473,000	436,600	400,200	363,900
	シカゴ	952,800	919,200	882,400	855,300	828,200	801,000	746,700	701,400	633,500	543,100	470,600	434,400	398,300	362,100
	ヒューストン	880,500	847,500	810,600	785,700	760,700	735,800	685,900	644,300	581,900	498,900	432,400	399,100	365,900	332,600
	アトランタ	897,200	866,800	834,100	808,400	782,800	757,100	705,800	663,000	598,900	513,300	444,900	410,600	376,400	342,200
	トロント	732,200	707,900	681,900	660,900	639,900	619,000	577,000	542,000	489,600	419,700	363,700	335,700	307,700	279,800
バンクーバー	751,500	724,500	694,700	673,300	651,900	630,600	587,800	552,200	498,700	427,500	370,400	342,000	313,500	285,000	
中南米	カラカス	847,800	833,900	823,400	802,500	781,600	760,700	718,900	684,000	631,800	562,100	506,300	478,400	450,600	422,700
	サンチャゴ	730,100	716,200	705,800	684,900	664,000	643,100	601,300	566,500	514,400	444,700	389,000	361,200	333,300	305,500
	ブエノスアイレス	856,900	840,500	828,200	803,500	778,900	754,200	704,900	663,800	602,200	520,000	454,300	421,400	388,500	355,700
	サンパウロ	769,400	742,600	712,700	692,400	672,200	651,900	611,300	577,600	526,900	459,400	405,300	378,300	351,300	324,300
	メキシコ	781,000	766,100	754,900	732,500	710,100	687,800	642,900	605,600	549,600	474,900	415,200	385,400	355,500	325,600
	ボゴタ	748,400	735,300	725,600	706,000	686,400	666,800	627,800	595,200	546,300	481,100	428,900	402,800	376,800	350,700
リマ	757,000	743,100	732,600	711,700	690,800	670,000	628,200	593,400	541,300	471,600	416,000	388,100	360,300	332,500	
アジア	ホノコン	1,007,800	972,200	933,000	904,300	875,600	846,900	789,500	741,600	669,900	574,200	497,600	459,400	421,000	382,800
	シンガポール	834,500	818,000	805,700	780,900	756,100	731,300	681,700	640,400	578,400	495,800	429,700	396,600	363,600	330,600
	ニューデリー	725,500	713,300	704,100	685,700	667,400	649,000	612,300	581,800	536,000	474,800	425,900	401,400	377,000	352,500
	バンコック	666,200	653,000	643,100	623,300	603,500	583,700	544,200	511,200	461,700	395,700	343,000	316,600	290,300	263,900
	マニラ	612,900	601,200	592,500	575,100	557,800	540,400	505,600	476,500	433,100	375,000	328,600	305,500	282,200	259,000
	ソウル	692,200	678,500	668,200	647,600	627,100	606,600	565,400	531,100	479,800	411,200	356,400	329,000	301,600	274,100
	クアラルンプール	619,100	606,900	597,700	579,300	560,900	542,500	505,700	475,100	429,100	367,800	318,800	294,200	269,700	245,300
	コロンボ	742,900	729,300	719,100	698,600	678,100	657,700	616,700	582,600	531,500	463,200	408,700	381,400	354,200	326,900
	ジャカルタ	605,200	593,800	585,200	568,000	550,800	533,700	499,300	470,700	427,800	370,500	324,700	301,800	278,900	256,100
	ジャチ	765,500	746,500	726,200	710,000	693,700	677,500	645,000	617,900	577,300	523,100	479,700	458,100	436,400	414,700
	ダッカ	799,200	786,200	776,400	757,000	737,600	718,100	679,200	646,700	598,100	533,300	481,300	455,400	429,400	403,500
	ペキン	797,300	782,000	770,600	747,700	724,800	701,900	656,200	618,100	560,900	484,600	423,500	393,000	362,500	332,100
	シャンハイ	861,300	830,700	796,900	772,400	747,800	723,300	674,300	633,400	572,100	490,400	425,000	392,300	359,600	327,000
	ダイルン	732,200	707,900	681,500	661,300	641,200	621,100	580,800	547,200	496,900	429,800	376,100	349,200	322,400	295,600
	アコウシュウ	778,300	751,700	722,900	700,700	678,500	656,200	611,700	574,700	519,000	444,900	385,600	356,000	326,300	296,600
	チンタオ	724,000	698,000	669,200	648,600	628,000	607,500	566,300	531,900	480,400	411,800	356,900	329,500	302,000	274,600
	ブカン	797,300	782,000	770,600	747,700	724,800	701,900	656,200	618,100	560,900	484,600	423,500	393,000	362,500	332,100
	セイト	722,800	699,200	673,700	653,800	633,900	614,000	574,200	541,100	491,300	425,000	371,900	345,400	318,900	292,300
	ハノイ	585,900	574,800	566,500	549,900	533,300	516,700	483,500	455,800	414,300	359,000	314,700	292,600	270,500	248,300
	ムンバイ	784,700	763,300	740,800	721,300	701,800	682,400	643,400	611,000	562,300	497,400	445,500	419,500	393,600	367,700
	チェンナイ	752,600	741,400	734,100	714,900	695,600	676,400	637,800	605,700	557,600	493,300	441,900	416,300	390,500	364,900
	バンガロール	744,000	732,000	723,500	704,600	685,700	666,800	628,900	597,300	550,000	486,800	436,300	411,000	385,800	360,500
	アーメダバード	784,700	763,300	740,800	721,300	701,800	682,400	643,400	611,000	562,300	497,400	445,500	419,500	393,600	367,700
	ヤンゴン	792,900	780,100	770,400	751,100	731,900	712,600	674,100	641,900	593,700	529,500	478,100	452,400	426,700	401,000
	ホーチミン	640,500	619,500	596,700	579,100	561,600	544,000	509,000	479,800	436,000	377,600	330,800	307,400	284,000	260,700
	フノンペン	708,600	695,600	685,900	666,500	647,000	627,600	588,700	556,300	507,700	442,900	391,100	365,100	339,200	313,300
	ビエンチャン	650,900	639,300	630,500	613,100	595,600	578,200	543,200	514,100	470,400	412,300	365,700	342,400	319,100	295,800
	タイペイ	1,007,800	972,200	933,000	904,300	875,600	846,900	789,500	741,600	669,900	574,200	497,600	459,400	421,000	382,800

(令和8年4月～)

(単位：円)

地域	在勤地	1号				2号		3号		4号		5号		6号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
大洋州	シドニー	685,900	664,100	641,200	621,500	601,800	582,100	542,600	509,700	460,400	394,700	342,000	315,700	289,400	263,100
	オークランド	662,300	651,700	645,700	625,800	606,000	586,100	546,400	513,300	463,600	397,400	344,400	317,900	291,400	265,000
欧州	パリ	738,900	724,300	713,300	691,400	669,400	647,500	603,600	567,000	512,100	438,900	380,400	351,200	321,900	292,700
	ロンドン	863,600	846,500	833,600	808,000	782,300	756,700	705,400	662,600	598,500	513,000	444,600	410,400	376,200	342,000
	デュッセルドルフ	770,300	741,700	709,800	687,900	666,100	644,300	600,600	564,200	509,600	436,800	378,500	349,500	320,300	291,200
	ジュネーブ	1,055,300	1,034,300	1,018,600	987,300	956,000	924,700	862,000	809,700	731,300	626,900	543,300	501,500	459,700	418,000
	ミラノ	779,700	750,300	717,300	695,300	673,200	651,200	607,000	570,200	515,100	441,500	382,600	353,200	323,700	294,300
	ウィーン	799,300	783,500	771,600	747,800	724,100	700,300	652,800	613,300	554,000	474,800	411,500	379,800	348,200	316,500
	ブッセル	744,800	730,000	718,900	696,800	674,600	652,500	608,300	571,400	516,200	442,400	383,400	353,900	324,500	294,900
	アムステルダム	769,700	754,500	743,000	720,200	697,300	674,500	628,700	590,600	533,400	457,300	396,300	365,800	335,300	304,800
	マドリッド	696,300	682,500	672,200	651,500	630,800	610,100	568,800	534,300	482,600	413,600	358,500	330,900	303,300	275,800
	ブカレスト	644,100	631,400	621,800	602,700	583,600	564,500	526,200	494,300	446,400	382,700	331,700	306,100	280,600	255,200
	ワルシャワ	680,400	666,900	656,800	636,600	616,400	596,200	555,800	522,100	471,600	404,200	350,300	323,400	296,400	269,500
	ミュンヘン	735,700	722,300	713,000	691,100	669,200	647,300	603,400	566,800	511,900	438,800	380,300	351,100	321,800	292,600
	ブダペスト	692,000	678,300	668,000	647,400	626,900	606,300	565,200	531,000	479,600	411,100	356,300	328,900	301,500	274,100
	モスクワ	741,000	727,400	717,100	696,800	676,400	656,000	615,200	581,100	530,100	462,200	407,700	380,500	353,300	326,100
	ベルリン	738,900	724,200	713,100	691,200	669,300	647,400	603,500	566,900	512,000	438,900	380,300	351,100	321,800	292,600
	プラーハ	762,000	746,900	735,500	712,900	690,300	667,600	622,400	584,700	528,100	452,700	392,300	362,200	331,900	301,800
タシケント	632,100	620,700	612,100	594,900	577,800	560,600	526,200	497,600	454,700	397,400	351,600	328,800	305,800	283,000	
中東	テヘラン	769,700	757,600	748,600	730,600	712,600	694,500	658,400	628,300	583,200	523,000	474,800	450,800	426,700	402,700
	イスタンブール	814,100	787,900	759,800	737,300	714,700	692,200	647,100	609,500	553,100	478,000	417,900	387,800	357,800	327,700
	カイロ	586,200	575,900	568,100	552,600	537,100	521,500	490,400	464,500	425,600	373,900	332,400	311,700	291,000	270,300
	ラバト	680,000	667,000	657,200	637,900	618,500	599,100	560,300	528,000	479,500	414,900	363,200	337,300	311,400	285,600
	アデイスアベハ	707,100	696,700	688,900	673,200	657,500	641,900	610,600	584,500	545,300	493,100	451,400	430,500	409,600	388,800
	アクラ	987,900	971,600	959,300	934,800	910,300	885,800	836,700	795,800	734,400	652,700	587,300	554,500	521,800	489,200
	ナイロビ	799,600	785,900	775,500	755,000	734,500	714,000	672,900	638,600	587,300	518,900	464,000	436,700	409,200	381,900
	アヨハネスブルグ	662,100	650,300	641,400	623,600	605,800	588,000	552,400	522,700	478,300	419,000	371,400	347,800	324,000	300,300
	ラゴス	889,000	875,600	865,500	845,600	825,600	805,600	765,600	732,300	682,400	615,800	562,400	535,800	509,100	482,500
	リビア	946,600	931,400	919,900	897,200	874,400	851,600	806,100	768,200	711,300	635,400	574,700	544,300	513,900	483,600
	トババイ	863,200	846,800	834,900	809,200	783,600	757,900	706,500	663,700	599,500	513,800	445,300	411,000	376,800	342,500
	リヤト	902,800	887,800	876,500	854,000	831,400	808,900	763,800	726,200	669,900	594,800	534,700	504,600	474,600	444,500
テルアビブ	934,600	916,600	903,000	876,100	849,100	822,200	768,300	723,400	656,000	566,100	494,300	458,300	422,400	386,500	
マプト	791,100	779,000	770,000	751,800	733,600	715,400	679,100	648,900	603,500	543,100	494,600	470,400	446,200	422,000	

備考

- この表は、事務に従事する職員に適用する。
- 1号の4以上の在勤基本手当の適用を受ける所長であって理事長が定めた者の在勤基本手当は、その者の在勤地の1号の3に1号の4を加算した額を2で除し、115/100を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
ただし、外務公務員の在勤基本手当月額表の「特号」または「総領事」を超えないこととする。

(2) 第二在勤基本手当月額表
(令和8年4月～)

(単位：円)

地域	在 勤 地	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	
ア	インドA	694,900	658,200	597,100	536,000	474,800	
	インドB	699,100	662,100	600,600	539,000	477,500	
	インドC	731,100	692,100	627,200	562,300	497,400	
	インドD	724,500	686,000	621,700	557,600	493,300	
	インドネシア	576,600	542,300	485,000	427,800	370,500	
	ベトナムA	558,200	525,000	469,600	414,300	359,000	
	ベトナムB	587,900	552,800	494,400	436,000	377,600	
	カンボジア	676,200	637,300	572,500	507,700	442,900	
	シンガポール	793,300	743,700	661,100	578,400	495,800	
	スリランカ	708,800	667,900	599,700	531,500	463,200	
	タイ	633,200	593,600	527,700	461,700	395,700	
	大韓民国	657,900	616,900	548,300	479,800	411,200	
	ジ	中華人民共和国A	759,200	713,300	637,100	560,900	484,600
		中華人民共和国B	711,800	667,400	593,200	519,000	444,900
		中華人民共和国C	784,600	735,600	653,900	572,100	490,400
		中華人民共和国D	671,400	631,200	564,000	496,900	429,800
		中華人民共和国E	663,800	624,000	557,600	491,300	425,000
		中華人民共和国F	658,900	617,800	549,100	480,400	411,800
		中華人民共和国G	918,600	861,200	765,500	669,900	574,200
	ア	パキスタンA	720,700	687,000	630,600	574,300	518,000
パキスタンB		718,100	685,600	631,400	577,300	523,100	
バングラデシュ		766,700	727,800	662,900	598,100	533,300	
フィリピン		583,800	549,100	491,000	433,100	375,000	
マレーシア		588,500	551,700	490,400	429,100	367,800	
ミャンマー		760,800	722,300	658,000	593,700	529,500	
ラオス		621,800	586,900	528,700	470,400	412,300	
台湾		918,600	861,200	765,500	669,900	574,200	
北 米		アメリカ合衆国A	826,900	775,300	689,100	603,000	516,900
		アメリカ合衆国B	821,300	770,000	684,400	598,900	513,300
	アメリカ合衆国C	873,500	818,900	727,900	636,900	545,900	
	アメリカ合衆国D	825,300	773,700	687,800	601,800	515,900	
	アメリカ合衆国E	868,900	814,600	724,100	633,500	543,100	
	アメリカ合衆国F	774,500	726,200	645,500	564,800	484,100	
	アメリカ合衆国G	793,900	744,300	661,600	578,900	496,200	
	アメリカ合衆国H	811,500	760,800	676,300	591,800	507,200	
	アメリカ合衆国I	927,200	869,200	772,700	676,100	579,500	
	アメリカ合衆国J	798,100	748,300	665,100	581,900	498,900	
	アメリカ合衆国K	825,300	773,700	687,800	601,800	515,900	
	アメリカ合衆国L	874,700	820,000	728,900	637,800	546,700	
	アメリカ合衆国M	842,000	789,400	701,600	614,000	526,200	
	アメリカ合衆国N	780,400	731,600	650,300	569,100	487,800	
	アメリカ合衆国O	873,200	818,600	727,700	636,700	545,800	
	カナダ	671,400	629,500	559,500	489,600	419,700	

(令和8年4月～)

(単位：円)

地域	在 勤 地	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号
中 南 米	アルゼンチン	815,900	766,500	684,400	602,200	520,000
	ベネズエラ	813,000	771,100	701,500	631,800	562,100
	ウルグアイ	818,800	769,400	686,900	604,400	521,900
	キューバ	983,500	932,200	846,600	761,000	675,500
	コスタリカ	749,600	704,400	629,200	554,000	478,600
	コロンビア	715,800	676,600	611,500	546,300	481,100
	チリ	695,300	653,600	583,900	514,400	444,700
	ブラジルA	702,500	662,000	594,500	526,900	459,400
	ブラジルB	690,800	651,100	584,700	518,400	452,100
	ブラジルC	647,400	608,600	544,000	479,300	414,700
	ペルー	722,200	680,400	610,800	541,300	471,600
	メキシコ	743,700	698,900	624,200	549,600	474,900
	エクアドル	741,400	698,500	626,900	555,200	483,700
	欧 州	イタリア	678,200	635,800	565,100	494,500
オーストリア		759,700	712,200	633,100	554,000	474,800
オランダ		731,600	685,900	609,700	533,400	457,300
カザフスタン		684,100	647,000	585,100	523,200	461,300
スイスA		1,012,700	949,400	843,900	738,500	633,000
スイスB		1,003,000	940,300	835,800	731,300	626,900
スウェーデン		699,400	655,700	582,800	510,000	437,100
スペインA		661,900	620,500	551,500	482,600	413,600
スペインB		674,300	632,100	561,900	491,700	421,400
スロバキア		711,200	666,700	592,700	518,600	444,500
チェコ		724,200	679,000	603,500	528,100	452,700
ドイツ		702,200	658,400	585,200	512,000	438,900
ハンガリー		657,700	616,600	548,100	479,600	411,100
フランスA		702,400	658,400	585,300	512,100	438,900
フランスB		687,000	644,000	572,500	500,900	429,400
ブルガリア		640,400	600,300	533,600	466,900	400,200
ベルギー		707,900	663,600	589,900	516,200	442,400
ポーランド		646,700	606,300	538,900	471,600	404,200
セルビア		634,400	596,400	533,200	469,900	406,600
ウズベキスタン		603,500	569,200	511,900	454,700	397,400
英国	820,800	769,500	684,000	598,500	513,000	
ロシアA	707,000	666,200	598,100	530,100	462,200	
ロシアB	647,500	611,000	550,100	489,200	428,300	
デンマーク	775,100	726,700	645,900	565,200	484,500	

(令和8年4月～)

(単位：円)

地域	在 勤 地	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号
大洋州	オーストラリアA	626,900	587,800	522,500	457,100	391,900
	オーストラリアB	631,400	591,900	526,100	460,400	394,700
	オーストラリアC	650,300	609,700	541,900	474,100	406,400
	ニュージーランド	630,700	591,300	525,600	459,900	394,200
	パプアニューギニア	761,000	722,400	658,200	593,900	529,700
	フィジー	622,400	585,200	523,200	461,200	399,200
中東	アラブ首長国連邦	782,800	733,900	652,300	570,800	489,200
	イエメン	1,003,800	954,500	872,500	790,400	708,400
	イスラエル	889,600	835,700	745,800	656,000	566,100
	イラク	810,600	774,500	714,500	654,500	594,400
	イラン	739,600	703,500	643,300	583,200	523,000
	クウェート	730,400	688,100	617,700	547,200	476,700
	カタール	732,700	688,600	615,100	541,500	468,100
	サウジアラビアA	865,300	820,200	745,000	669,900	594,800
	サウジアラビアB	774,100	729,600	655,600	581,500	507,400
	シリア	696,400	661,900	604,400	546,800	489,200
	トルコA	747,900	703,400	629,300	555,100	481,000
	トルコB	748,500	703,400	628,300	553,100	478,000
レバノン	652,100	617,000	558,400	499,900	441,300	
アフリカ	アルジェリア	713,100	674,100	609,200	544,300	479,400
	ウガンダ	781,400	741,600	675,200	608,800	542,400
	エジプト	560,300	529,300	477,500	425,600	373,900
	エチオピア	681,000	649,700	597,500	545,300	493,100
	エリトリア	1,049,900	997,800	911,000	824,100	737,300
	ガーナ	947,100	898,000	816,200	734,400	652,700
	ガボン	940,300	890,600	807,600	724,600	641,700
	ケニア	765,300	724,200	655,700	587,300	518,900
	コンゴ共和国	1,073,000	1,019,400	930,200	840,900	751,600
	ザンビア	654,300	623,500	572,200	520,900	469,700
	ジンバブエ	1,013,400	962,500	877,500	792,500	707,700
	コートジボワール	908,600	863,000	787,100	711,300	635,400
	タンザニア	717,700	681,800	622,100	562,300	502,600
	チュニジア	580,400	547,500	492,700	437,900	383,000
	ナイジェリア	855,500	815,600	749,000	682,400	615,800
	南アフリカ共和国	632,500	596,900	537,600	478,300	419,000
	モロッコ	647,600	608,800	544,100	479,500	414,900
	モザンビーク	760,900	724,500	664,000	603,500	543,100
マラウイ	830,700	790,000	722,300	654,500	586,700	

備考

1. この表は、研究に従事する職員に適用する。
2. 第二在勤基本手当月額表の在勤地中、国名に地名及び記号の付記があるものの地域区分は、「領事館の管轄区域を定める訓令」（昭和29年外務省訓令第25号）によるものとする。
3. インドの地域区分は、次のとおりとする。
 - A インド中、B、C、Dに属さない地域
 - B コルカタ
 - C ムンバイ
 - D チェンナイ
4. 中華人民共和国の地域区分は、次のとおりとする。
 - A 中華人民共和国中、B、C、D、E、F、Gに属さない地域
 - B 広州
 - C 上海
 - D 瀋陽
 - E 重慶
 - F 青島
 - G 香港
5. パキスタンの地域区分は、次のとおりとする。
 - A パキスタン中、Bに属さない地域
 - B カラチ
6. アメリカ合衆国の地域区分は、次のとおりとする。
 - A ジストリクトオブコロンビア
 - B アトランタ
 - C サンフランシスコ
 - D シアトル
 - E シカゴ
 - F デトロイト
 - G デンバー
 - H ナッシュビル
 - I ニューヨーク
 - J ヒューストン
 - K ポートランド
 - L ボストン
 - M ホノルル
 - N マイアミ
 - O ロサンゼルス
7. ブラジルの地域区分は、次のとおりとする。
 - A サンパウロ
 - B リオデジャネイロ
 - C ブラジリア
8. ロシアの地域区分は、次のとおりとする。
 - A ロシア中、B及びウラジオストク、サンクトペテルブルグに属さない地域
 - B ハバロフスク
9. オーストラリアの地域区分は、次のとおりとする。
 - A キャンベラ
 - B シドニー
 - C メルボルン

10. サウジアラビアの地域区分は、次のとおりとする。

A リヤド

B ジッダ

11. トルコの地域区分は、次のとおりとする。

A トルコ中、Bに属さない地域

B イスタンブール

12. フランスの地域区分は、次のとおりとする。

A パリ

B マルセイユ

13. ベトナムの地域区分は、次のとおりとする。

A ハノイ

B ホーチミン

14. スイスの地域区分は、次のとおりとする。

A スイス中、Bに属さない地域

B ジュネーブ

15. スペインの地域区分は、次のとおりとする。

A マドリード

B バルセロナ

別表第2

(1) 第一住居手当月額限度額表
(令和8年4月～)

地域	在勤地	控除率	単位	1号	2号	3号	4号	備考
北米	ワシントン	9.4%	アメリカ合衆国ドル	4,325	3,825	3,326	2,993	
	ニューヨーク	6.3%	アメリカ合衆国ドル	6,431	5,690	4,947	4,452	
	サンフランシスコ	7.4%	アメリカ合衆国ドル	5,447	4,818	4,190	3,771	
	ロサンゼルス	9.0%	アメリカ合衆国ドル	4,505	3,985	3,465	3,119	
	シカゴ	11.1%	アメリカ合衆国ドル	3,655	3,234	2,812	2,531	
	ヒューストン	13.3%	アメリカ合衆国ドル	3,041	2,690	2,339	2,105	
	アトランタ	13.4%	アメリカ合衆国ドル	3,007	2,660	2,313	2,082	
	トロント	16.1%	カナダ・ドル	3,495	3,092	2,688	2,419	
	バンクーバー	16.1%	カナダ・ドル	3,488	3,085	2,683	2,415	
中南米	カラカス	13.2%	アメリカ合衆国ドル	3,060	2,706	2,354	2,119	
	サンチャゴ	20.4%	アメリカ合衆国ドル	1,985	1,757	1,527	1,374	
	ブエノスアイレス	11.7%	アメリカ合衆国ドル	3,464	3,065	2,665	2,399	
	サンパウロ	19.7%	アメリカ合衆国ドル	2,048	1,813	1,576	1,418	
	メキシコ	13.7%	アメリカ合衆国ドル	2,943	2,603	2,264	2,038	
	ボゴタ	21.2%	アメリカ合衆国ドル	1,908	1,688	1,468	1,321	
	リマ	17.4%	アメリカ合衆国ドル	2,325	2,057	1,788	1,609	
アジア	ホンコン	5.6%	香港ドル	56,760	50,211	43,662	39,296	
	シンガポール	6.3%	シンガポール・ドル	8,325	7,364	6,404	5,764	
	ニューデリー	15.5%	インド・ルピー	225,041	199,074	173,108	155,797	
	バンコック	12.4%	タイ・バーツ	108,580	96,051	83,523	75,171	
	マニラ	14.3%	アメリカ合衆国ドル	2,831	2,505	2,178	1,960	
	ソウル	14.3%	ウォン	3,830,487	3,388,508	2,946,529	2,651,876	
	クアラルンプール	27.3%	マレーシア・リンギ	6,494	5,746	4,996	4,496	
	コロombo	20.0%	アメリカ合衆国ドル	2,021	1,788	1,555	1,400	
	ジャカルタ	10.9%	アメリカ合衆国ドル	3,723	3,293	2,864	2,578	
	カラチ	16.6%	アメリカ合衆国ドル	2,441	2,159	1,877	1,689	
	ダッカ	18.7%	アメリカ合衆国ドル	2,157	1,909	1,660	1,494	
	ペキン	8.3%	アメリカ合衆国ドル	4,852	4,292	3,732	3,359	
	シャンハイ	9.2%	アメリカ合衆国ドル	4,411	3,902	3,393	3,054	
	ダイレン	12.7%	アメリカ合衆国ドル	3,189	2,821	2,453	2,208	
	コウシュウ	10.8%	アメリカ合衆国ドル	3,755	3,321	2,888	2,599	
	チンタオ	14.9%	アメリカ合衆国ドル	2,710	2,397	2,084	1,876	
	ブカン	8.3%	アメリカ合衆国ドル	4,852	4,292	3,732	3,359	
	セイト	12.4%	アメリカ合衆国ドル	3,256	2,880	2,505	2,255	
	ハノイ	9.6%	アメリカ合衆国ドル	4,201	3,717	3,232	2,909	
	ムンバイ	11.9%	インド・ルピー	292,262	258,539	224,816	202,334	
	チェンナイ	22.2%	インド・ルピー	156,944	138,835	120,726	108,653	
	ベンガルール	24.7%	インド・ルピー	140,774	124,531	108,288	97,459	
	アームダバード	11.9%	インド・ルピー	292,262	258,539	224,816	202,334	
	ヤンゴン	7.5%	アメリカ合衆国ドル	5,406	4,783	4,159	3,743	
	ホーチミン	9.2%	アメリカ合衆国ドル	4,415	3,905	3,396	3,056	
	プノンペン	10.4%	アメリカ合衆国ドル	3,884	3,436	2,988	2,689	
	ビエンチャン	20.2%	アメリカ合衆国ドル	2,003	1,772	1,541	1,387	
	タイペイ	15.0%	アメリカ合衆国ドル	2,679	2,372	2,061	1,854	

(令和8年4月～)

地域	在勤地	控除率	単位	1号	2号	3号	4号	備考
大洋州	シドニー	11.1%	オーストラリア・ドル	5,636	4,986	4,335	3,902	
	オークランド	15.3%	ニュージーランド・ドル	4,529	4,007	3,484	3,136	
欧州	パリ	11.0%	ユーロ	3,295	2,914	2,534	2,281	
	ロンドン	8.7%	スターリング・ポンド	3,563	3,152	2,741	2,467	
	デュッセルドルフ	19.0%	ユーロ	1,910	1,689	1,469	1,322	
	ジュネーブ	7.1%	スイス・フラン	4,788	4,235	3,683	3,315	
	ミラノ	13.5%	ユーロ	2,690	2,380	2,069	1,862	
	ウィーン	17.0%	ユーロ	2,129	1,884	1,638	1,474	
	ブリッセル	15.2%	ユーロ	2,390	2,113	1,838	1,654	
	ストックホルム	18.3%	スウェーデン・クローネ	21,953	19,419	16,887	15,198	
	アムステルダム	13.8%	ユーロ	2,624	2,320	2,018	1,816	
	コペンハーゲン	11.3%	デンマーク・クローネ	24,134	21,350	18,565	18,565	
	マドリード	16.4%	ユーロ	2,218	1,961	1,706	1,535	
	ブカレスト	16.8%	ユーロ	2,156	1,907	1,659	1,493	
	ワルシャワ	13.9%	ユーロ	2,602	2,302	2,002	1,802	
	ミュンヘン	12.0%	ユーロ	3,037	2,686	2,336	2,102	
	ブダペスト	15.7%	ユーロ	2,306	2,040	1,774	1,597	
	モスクワ	6.6%	アメリカ合衆国ドル	6,126	5,419	4,712	4,241	
	ベルリン	14.5%	ユーロ	2,510	2,220	1,931	1,738	
	プラハ	17.4%	チェコ・コルナ	51,871	45,886	39,901	35,911	
	ヘルシンキ	10.9%	ユーロ	3,320	2,938	2,554	2,299	
	タシケント	12.4%	アメリカ合衆国ドル	3,255	2,879	2,504	2,254	
中東	テヘラン	10.5%	ユーロ	3,454	3,056	2,657	2,391	
	イスタンブール	10.4%	アメリカ合衆国ドル	3,887	3,438	2,990	2,691	
	カイロ	15.1%	アメリカ合衆国ドル	2,679	2,371	2,061	1,855	
	ラバト	20.4%	ユーロ	1,776	1,571	1,366	1,229	
	アディスアベバ	11.7%	アメリカ合衆国ドル	3,452	3,054	2,655	2,390	
	アクラ	10.6%	アメリカ合衆国ドル	3,802	3,362	2,924	2,632	
	ナイロビ	17.5%	アメリカ合衆国ドル	2,314	2,048	1,780	1,602	
	ヨハネスブルグ	21.1%	アメリカ合衆国ドル	1,916	1,696	1,474	1,327	
	ラゴス	5.8%	アメリカ合衆国ドル	6,964	6,161	5,357	4,821	
	アビジャン	13.7%	ユーロ	2,645	2,340	2,035	1,832	
アフリカ	ドバイ	9.4%	アラブ首長国連邦ディルハム	15,570	13,774	11,977	10,779	
	リヤド	8.2%	サウジアラビア・リヤール	18,327	16,213	14,098	12,688	
	テルアビブ	9.1%	アメリカ合衆国ドル	4,434	3,923	3,411	3,070	
	マプト	9.6%	アメリカ合衆国ドル	4,233	3,745	3,256	2,930	

備考：

- この表は、事務に従事する職員に適用する。
- 1号の4以上の在勤基本手当の適用を受ける所長であって、理事長が定めた者の住居手当の限度額は、その者の勤務地の1号の額に115/100を乗じて得た額とする。
ただし、外務公務員の住居手当月額に係る限度額の「1号」を超えないこととする。

(2) 第二住居手当月額限度額表
(令和8年4月～)

地域	在勤地		単位	1号	2号	3号	4号	備考	
ア	インドa	15.5%	インド・ルピー	225,041	199,074	173,108	155,797		
	インドb	38.4%	インド・ルピー	90,616	80,159	69,704	62,734		
	インドc	11.9%	インド・ルピー	292,262	258,539	224,816	202,334		
	インドd	22.2%	インド・ルピー	156,944	138,835	120,726	108,653		
	インドネシア	10.9%	アメリカ合衆国ドル	3,723	3,293	2,864	2,578		
	ベトナムa	9.6%	アメリカ合衆国ドル	4,201	3,717	3,232	2,909		
	ベトナムb	9.2%	アメリカ合衆国ドル	4,415	3,905	3,396	3,056		
	カンボジア	10.4%	アメリカ合衆国ドル	3,884	3,436	2,988	2,689		
	シンガポール	6.3%	シンガポール・ドル	8,325	7,364	6,404	5,764		
	スリランカ	20.0%	アメリカ合衆国ドル	2,021	1,788	1,555	1,400		
	タイ	12.4%	タイ・バーツ	108,580	96,051	83,523	75,171		
	大韓民国	14.3%	ウォン	3,830,487	3,388,508	2,946,529	2,651,876		
	ジ	中華人民共和国a	8.3%	アメリカ合衆国ドル	4,852	4,292	3,732	3,359	
		中華人民共和国b	10.8%	アメリカ合衆国ドル	3,755	3,321	2,888	2,599	
中華人民共和国c		9.2%	アメリカ合衆国ドル	4,411	3,902	3,393	3,054		
中華人民共和国d		12.7%	アメリカ合衆国ドル	3,189	2,821	2,453	2,208		
中華人民共和国e		12.4%	アメリカ合衆国ドル	3,256	2,880	2,505	2,255		
中華人民共和国f		14.9%	アメリカ合衆国ドル	2,710	2,397	2,084	1,876		
ア	中華人民共和国g	5.6%	香港ドル	56,760	50,211	43,662	39,296		
	パキスタンa	12.9%	アメリカ合衆国ドル	3,145	2,782	2,419	2,177		
	パキスタンb	16.6%	アメリカ合衆国ドル	2,441	2,159	1,877	1,689		
	バングラデシュ	18.7%	アメリカ合衆国ドル	2,157	1,909	1,660	1,494		
	フィリピン	14.3%	アメリカ合衆国ドル	2,831	2,505	2,178	1,960		
	マレーシア	27.3%	マレーシア・リンギ	6,494	5,746	4,996	4,496		
	ミャンマー	7.5%	アメリカ合衆国ドル	5,406	4,783	4,159	3,743		
	ラオス	20.2%	アメリカ合衆国ドル	2,003	1,772	1,541	1,387		
	台湾	15.0%	アメリカ合衆国ドル	2,679	2,372	2,061	1,854		
	北米	アメリカ合衆国a	9.4%	アメリカ合衆国ドル	4,325	3,825	3,326	2,993	
		アメリカ合衆国b	13.4%	アメリカ合衆国ドル	3,007	2,660	2,313	2,082	
		アメリカ合衆国c	7.4%	アメリカ合衆国ドル	5,447	4,818	4,190	3,771	
		アメリカ合衆国d	13.2%	アメリカ合衆国ドル	3,063	2,710	2,356	2,120	
		アメリカ合衆国e	11.1%	アメリカ合衆国ドル	3,655	3,234	2,812	2,531	
アメリカ合衆国f		12.8%	アメリカ合衆国ドル	3,165	2,800	2,435	2,192		
アメリカ合衆国g		14.2%	アメリカ合衆国ドル	2,850	2,521	2,192	1,973		
アメリカ合衆国h		13.2%	アメリカ合衆国ドル	3,068	2,714	2,360	2,124		
アメリカ合衆国i		6.3%	アメリカ合衆国ドル	6,431	5,690	4,947	4,452		
アメリカ合衆国j		13.3%	アメリカ合衆国ドル	3,041	2,690	2,339	2,105		
アメリカ合衆国k		13.2%	アメリカ合衆国ドル	3,063	2,710	2,356	2,120		
アメリカ合衆国l		7.6%	アメリカ合衆国ドル	5,323	4,708	4,094	3,685		
アメリカ合衆国m		9.9%	アメリカ合衆国ドル	4,090	3,617	3,146	2,831		
アメリカ合衆国n		11.7%	アメリカ合衆国ドル	3,463	3,064	2,664	2,398		
アメリカ合衆国o	9.0%	アメリカ合衆国ドル	4,505	3,985	3,465	3,119			
カナダ	16.1%	カナダ・ドル	3,495	3,092	2,688	2,419			

(令和8年4月～)

地域	在勤地	控除率	単位	1号	2号	3号	4号	備考
中南米	アルゼンチン	11.7%	アメリカ合衆国ドル	3,464	3,065	2,665	2,399	
	ベネズエラ	13.2%	アメリカ合衆国ドル	3,060	2,706	2,354	2,119	
	ウルグアイ	19.6%	アメリカ合衆国ドル	2,058	1,821	1,583	1,425	
	キューバ	10.2%	ユーロ	3,560	3,149	2,739	2,465	
	コスタリカ	19.3%	アメリカ合衆国ドル	2,098	1,856	1,614	1,453	
	コロンビア	21.2%	アメリカ合衆国ドル	1,908	1,688	1,468	1,321	
	チリ	20.4%	アメリカ合衆国ドル	1,985	1,757	1,527	1,374	
	ブラジルa	19.7%	アメリカ合衆国ドル	2,048	1,813	1,576	1,418	
	ブラジルb	15.5%	アメリカ合衆国ドル	2,612	2,310	2,009	1,808	
	ブラジルc	21.6%	アメリカ合衆国ドル	1,873	1,657	1,441	1,297	
	ペルー	17.4%	アメリカ合衆国ドル	2,325	2,057	1,788	1,609	
	メキシコ	13.7%	アメリカ合衆国ドル	2,943	2,603	2,264	2,038	
	エクアドル	28.9%	アメリカ合衆国ドル	1,400	1,239	1,077	969	
欧州	イタリア	15.3%	ユーロ	2,368	2,095	1,822	1,640	
	オーストリア	17.0%	ユーロ	2,129	1,884	1,638	1,474	
	オランダ	13.8%	ユーロ	2,624	2,320	2,018	1,816	
	カザフスタン	13.1%	アメリカ合衆国ドル	3,092	2,735	2,379	2,141	
	スイスa	8.5%	スイス・フラン	3,984	3,524	3,065	2,759	
	スイスb	7.1%	スイス・フラン	4,788	4,235	3,683	3,315	
	スウェーデン	18.3%	スウェーデン・クローネ	21,953	19,419	16,887	15,198	
	スペインa	16.4%	ユーロ	2,218	1,961	1,706	1,535	
	スペインb	15.0%	ユーロ	2,415	2,137	1,858	1,672	
	スロバキア	20.2%	ユーロ	1,797	1,589	1,382	1,244	
	チェコ	17.4%	チェコ・コルナ	51,871	45,886	39,901	35,911	
	ドイツ	14.5%	ユーロ	2,510	2,220	1,931	1,738	
	ハンガリー	15.7%	ユーロ	2,306	2,040	1,774	1,597	
	フランスa	11.0%	ユーロ	3,295	2,914	2,534	2,281	
	フランスb	18.8%	ユーロ	1,930	1,706	1,484	1,336	
	ブルガリア	28.5%	ユーロ	1,272	1,125	978	880	
	ベルギー	15.2%	ユーロ	2,390	2,113	1,838	1,654	
	ポーランド	13.9%	ユーロ	2,602	2,302	2,002	1,802	
	セルビア	13.9%	ユーロ	2,610	2,309	2,008	1,807	
	ウズベキスタン	12.4%	アメリカ合衆国ドル	3,255	2,879	2,504	2,254	
英国	8.7%	スターリング・ポンド	3,563	3,152	2,741	2,467		
ロシアa	6.6%	アメリカ合衆国ドル	6,126	5,419	4,712	4,241		
ロシアb	27.1%	アメリカ合衆国ドル	1,490	1,319	1,147	1,032		
デンマーク	11.3%	デンマーク・クローネ	24,134	21,350	18,565	18,565		
大洋州	オーストラリアa	16.7%	オーストラリア・ドル	3,763	3,328	2,894	2,605	
	オーストラリアb	11.1%	オーストラリア・ドル	5,636	4,986	4,335	3,902	
	オーストラリアc	15.7%	オーストラリア・ドル	3,993	3,533	3,072	2,765	
	ニュージーランド	18.5%	ニュージーランド・ドル	3,747	3,314	2,882	2,594	
	パプアニューギニア	11.7%	アメリカ合衆国ドル	3,448	3,050	2,652	2,387	
	フィジー	16.4%	アメリカ合衆国ドル	2,460	2,175	1,892	1,703	

(令和8年4月～)

地域	在勤地	控除率	単位	1号	2号	3号	4号	備考
中東	アラブ首長国連邦	6.1%	アラブ首長国連邦ディルハム	24,203	21,410	18,617	16,755	
	イエメン	13.1%	アメリカ合衆国ドル	3,092	2,734	2,378	2,140	
	イスラエル	9.1%	アメリカ合衆国ドル	4,434	3,923	3,411	3,070	
	イラク	5.6%	アメリカ合衆国ドル	7,202	6,370	5,540	4,986	
	イラン	10.5%	ユーロ	3,454	3,056	2,657	2,391	
	クウェート	9.0%	アメリカ合衆国ドル	4,502	3,983	3,463	3,117	
	カタール	8.2%	アメリカ合衆国ドル	4,928	4,360	3,791	3,412	
	サウジアラビアa	8.2%	サウジアラビア・リヤール	18,327	16,213	14,098	12,688	
	サウジアラビアb	7.8%	サウジアラビア・リヤール	19,364	17,131	14,896	13,406	
	シリア	13.0%	アメリカ合衆国ドル	3,103	2,745	2,387	2,148	
	トルコa	14.9%	アメリカ合衆国ドル	2,717	2,403	2,090	1,881	
	トルコb	10.4%	アメリカ合衆国ドル	3,887	3,438	2,990	2,691	
	レバノン	10.3%	アメリカ合衆国ドル	3,938	3,483	3,029	2,726	
	アフリカ	アルジェリア	8.3%	ユーロ	4,394	3,886	3,380	3,042
ウガンダ		12.5%	アメリカ合衆国ドル	3,228	2,856	2,483	2,235	
エジプト		15.1%	アメリカ合衆国ドル	2,679	2,371	2,061	1,855	
エチオピア		11.7%	アメリカ合衆国ドル	3,452	3,054	2,655	2,390	
エリトリア		14.2%	アメリカ合衆国ドル	2,850	2,521	2,192	1,973	
ガーナ		10.6%	アメリカ合衆国ドル	3,802	3,362	2,924	2,632	
ガボン		12.8%	ユーロ	2,846	2,517	2,189	1,970	
ケニア		17.5%	アメリカ合衆国ドル	2,314	2,048	1,780	1,602	
コンゴ共和国		6.3%	アメリカ合衆国ドル	6,439	5,695	4,953	4,458	
ザンビア		11.0%	アメリカ合衆国ドル	3,681	3,256	2,831	2,548	
ジンバブエ		15.3%	アメリカ合衆国ドル	2,647	2,341	2,036	1,832	
コートジボワール		13.7%	ユーロ	2,645	2,340	2,035	1,832	
タンザニア		10.4%	アメリカ合衆国ドル	3,899	3,449	2,999	2,699	
チュニジア		31.7%	ユーロ	1,146	1,013	881	793	
ナイジェリア		5.8%	アメリカ合衆国ドル	6,964	6,161	5,357	4,821	
南アフリカ共和国		21.1%	アメリカ合衆国ドル	1,916	1,696	1,474	1,327	
モロッコ		20.4%	ユーロ	1,776	1,571	1,366	1,229	
モザンビーク		9.6%	アメリカ合衆国ドル	4,233	3,745	3,256	2,930	
マラウイ	14.4%	アメリカ合衆国ドル	2,816	2,491	2,166	1,949		

備考

1. この表は、研究に従事する職員に適用する。
2. 別表第1の在勤地中、国名に記号の付記があるものの地域区分は、「領事館の管轄区域を定める訓令」（昭和29年外務省訓令第25号）によるものとする。
3. インドの地域区分は、次のとおりとする。
 - a インド中、b、c、dに属さない地域
 - b コルカタ
 - c ムンバイ
 - d チェンナイ
4. 中華人民共和国の地域区分は、次のとおりとする。
 - a 中華人民共和国中、b、c、d、e、f、gに属さない地域
 - b 広州
 - c 上海
 - d 瀋陽
 - e 重慶
 - f 青島
 - g 香港
5. パキスタンの地域区分は、次のとおりとする。
 - a イスラマバード
 - b カラチ
6. アメリカ合衆国の地域区分は、次のとおりとする。
 - a ジストリクトオブコロンビア
 - b アトランタ
 - c サンフランシスコ
 - d シアトル
 - e シカゴ
 - f デトロイト
 - g デンバー
 - h ナッシュビル
 - i ニューヨーク
 - j ヒューストン
 - k ポートランド
 - l ボストン
 - m ホノルル
 - n マイアミ
 - o ロサンゼルス
7. ブラジルの地域区分は、次のとおりとする。
 - a サンパウロ
 - b リオデジャネイロ
 - c ブラジリア
8. ロシアの地域区分は、次のとおりとする。
 - a モスクワ
 - b ハバロフスク
9. オーストラリアの地域区分は、次のとおりとする。
 - a キャンベラ
 - b シドニー
 - c メルボルン

10. サウジアラビアの地域区分は、次のとおりとする。

- a リアド
- b ジッダ

11. トルコの地域区分は、次のとおりとする。

- a アンカラ
- b イスタンブール

12. フランスの地域区分は、次のとおりとする。

- a パリ
- b マルセイユ

13. ベトナムの地域区分は、次のとおりとする。

- a ハノイ
- b ホーチミン

14. スイスの地域区分は、次のとおりとする。

- a スイス中、bに属さない地域
- b ジュネーブ

15. スペインの地域区分は、次のとおりとする。

- a マドリード
- b バルセロナ